

## 専門的な知識及び技術を要する支援について

## ① 児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (児童家庭課)□

項目	現状	課題	取組の方向性	具体的な取組
1 児童虐待防止対策の充実				
(1) 児童相談所の体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童虐待認定件数 H21 155件 → H24 153件</li> <li>■児童相談所の相談件数 H21 2,497件 → H24 2,524件</li> <li>■一時保護の件数 H24 193件(うち職権保護 53件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談内容の複雑多様化</li> <li>■児童相談所の専門性の向上・運営体制の強化</li> <li>■一時保護所の狭あい化や混合処遇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■組織体制・運営の強化</li> <li>■計画的な人材確保・職員の専門性確保</li> <li>■児童養護施設等との連携強化</li> <li>■一時保護所の整備(子ども総合センター(仮称)の整備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■組織体制・運営の強化</li> <li>◇外部専門家の招へい</li> <li>◇法的対応力の強化</li> <li>■計画的な人材確保・職員の専門性確保</li> <li>◇職員の県外児相への派遣研修</li> <li>◇職種別・経験年数別職員体系表に基づく研修</li> <li>■児童養護施設等との連携強化</li> <li>◇児童養護施設等との連携強化事業</li> <li>◇児童養護施設等でのCSP研修の実施</li> <li>■一時保護所の整備(子ども総合センターの整備)</li> <li>◇一時保護所の個室化・ユニット化</li> <li>◇緊急一時保護への対応可能な居室配置</li> </ul>
(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村と児童相談所の役割分担 市町村:第一義的相談機関 関係機関を構成員とする要保護児童対策地域協議会の設置及び運営 児童相談所:専門機関(困難事例/後方支援) 要保護児童対策地域協議会の構成員</li> <li>■関係機関を構成員とする要保護児童対策地域協議会の設置 全市町村で設置済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村における相談支援のノウハウが蓄積しづらい H24.4月 新任職員 57名/163名</li> <li>■要保護児童対策地域協議会の活動強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村の相談支援体制強化への支援</li> <li>■要保護児童対策地域協議会の運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談支援体制の整備</li> <li>◇児童福祉司任用資格取得講習会の実施</li> <li>◇虐待評価シートを活用したケース見立て等対応力強化支援</li> <li>◇モデル市町村における外部専門家による助言・指導による強化と他市町村へのノウハウ拡充</li> <li>■要保護児童対策地域協議会の運営支援</li> <li>◇個別支援の実施</li> <li>◇地域支援者会議の設置支援</li> </ul>
(3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦等に対する相談体制の整備 悩みを抱える妊婦等に対する相談体制は一定整備されている</li> <li>■養育支援を必要とする家庭の把握 健診等での情報をもとに支援を要する家庭を把握するためのシステムは一定整備されている</li> <li>■関係機関と市町村との連携強化 地域の主な関係機関との連携は一定整備されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦等に対する相談体制の整備 「相談しやすい」体制づくりが更に必要 相談窓口の周知が更に必要</li> <li>■養育支援を必要とする家庭の把握 支援を要する家庭に関する情報の把握が必ずしも十分でない市町村がある可能性がある</li> <li>■関係機関と市町村との連携強化 支援を要する家庭について共有されるべき情報の相互提供が必ずしも十分ではない点がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦等に対する相談体制の整備 妊娠中からの関係づくりを促進するための市町村の取組支援 望まない妊娠等に対する相談窓口の周知</li> <li>■養育支援を必要とする家庭の把握 保健部署と福祉部署の連携強化</li> <li>■関係機関と市町村との連携強化 より多くの関係者に支援を要する家庭について情報を提供してもらえる仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦等に対する相談体制の整備</li> <li>◇妊娠初期にハイリスク妊婦や特定妊婦に対し早期支援を行うための市町村による相談対応機能の充実への支援</li> <li>◇望まない妊娠等に対する相談窓口の周知の強化</li> <li>■養育支援を必要とする家庭の把握</li> <li>◇保健部署が把握した要支援ケースの福祉部署につなぐ仕組みの強化への支援</li> <li>■医療機関と市町村との連携強化</li> <li>◇要保護児童対策地域協議会への関係機関等の参加に向けた関係団体への協力依頼</li> </ul>

## 専門的な知識及び技術を要する支援について

## ① 児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (児童家庭課)口

項目	現状	課題	取組の方向性	具体的な取組
(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡事例の検証(H20年)報告書(提言)の取りまとめ</li> <li>■児童福祉審議会児童虐待検証部会設置死亡事例等重大事例発生時の検証及び再発防止策の提言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡事例検証委員会報告書提言に沿った取組継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■13項目提言の実施</li> <li>◇子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底</li> <li>◇状況変化の場合の再アセスメントの徹底</li> <li>◇ソーシャルワークの再検討とガイドラインの作成</li> <li>◇「きょうだい」事例など特別な視点が必要な事例への対応の徹底</li> <li>◇虐待状況をビジュアルに把握するための手順の再確認及び実行</li> <li>◇児童相談所業務における事務上の改善</li> <li>◇外部の専門家からのサポート体制の構築</li> <li>◇ITシステムの導入</li> <li>◇児童虐待専従チームの立ち上げを含む内部組織の充実・改善</li> <li>◇児童相談所の職員の増員</li> <li>◇児童福祉司の任用資格の取得</li> <li>◇研修の充実</li> <li>◇関係機関の主体的対応への支援(その他の取組)</li> </ul>

## 2 社会的養護体制の充実

## (1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全国下位の里親委託率 H24 第45位 6.9%</li> <li>H26.5.1現在 登録里親 76名 43世帯 ファミリーホーム 3か所 里親措置児童数 28名 20世帯 ファミリーホーム委託児童数11名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新規里親の開拓</li> <li>■里親支援の充実</li> <li>■ファミリーホームの設置促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新規里親の開拓(啓発活動)</li> <li>■里親支援の充実(研修による質の向上)</li> <li>■ファミリーホームの設置促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★H26年度策定予定の「家庭的擁護推進のための県計画」にて具体化</li> </ul>
イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全国上位の児童養護施設<sup>※</sup>定員数 H23福祉行政報告例 人口10万人あたり定員 第1位 476人 ※乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設</li> <li>■県内施設の状況 乳児院 1施設 児童養護施設 8施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■急激な児童人口の減少 H22 115,352人 → H42 74,651人</li> <li>■大・中舎制の課題 子どもにとって、家庭のイメージの獲得や家庭を通じた地域社会との関わりが希薄になりがちとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適正な施設養供給量(定員)の設定</li> <li>■施設の小規模グループケア化・地域分散化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★H26年度策定予定の「家庭的擁護推進のための県計画」にて具体化</li> </ul>
(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等入所児童における発達障害等のある子ども H25.2.1 97人(入所児童の27.6%)</li> <li>■施設在籍期間 1年未満 20.8%、5年未満 64.8% 10年以上 12.1%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども一人ひとりの状況に応じた処遇の質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等職員研修の充実</li> <li>■基幹的職員の配置促進(児童相談所との合同研修)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★H26年度策定予定の「家庭的擁護推進のための県計画」にて具体化</li> </ul>

## 専門的な知識及び技術を要する支援について

## ① 児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (児童家庭課)□

項目	現状	課題	取組の方向性	具体的な取組
(3) 自立支援の充実	■施設退所児童の自立の難しさ	■自立生活を営む力を育む支援 ■施設退所後児童の社会的自立支援	■施設の小規模グループケア化・地域分散化 ■施設退所後の相談支援(アフターケア)の充実 ■措置延長制度の活用 ■自立援助ホームの運営支援	★H26年度策定予定の「家庭的擁護推進のための県計画」にて具体化
(4) 家族的支援及び地域支援の充実	■虐待防止のための地域で生活する親子や子育て家庭への支援	■施設と地域をつなぐ機能の整備	■児童養護施設等の地域支援体制の整備 ■児童家庭支援センターによる地域支援機能の強化	★H26年度策定予定の「家庭的擁護推進のための県計画」にて具体化
(5) 子どもの権利擁護の推進	■被措置児童等虐待対応ガイドラインの制定 被措置児童虐待認定件数 H23 2件 H24 なし ■子どもの権利ノートの活用 施設入所児童への配布・活用 ■児童養護施設等の第三者評価制度受審 H24 3施設 H26 3施設 H26(予定) 6施設		■これまでの取組の着実な実施	■被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づく迅速な対応 ■子どもの権利ノートの配布と児童への説明 ■全施設における第三者評価制度の計画的受審
3 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	■ひとり親世帯率 H22高知県2.28% 順位3位 全国1.63% H17高知県2.26% 順位4位 全国1.71% 【国勢調査】 ■世帯数 母子 H23:12,900 ⇒ H26:12,698 父子 H23: 2,549 ⇒ H26: 2,184 【母子・父子世帯数調査:4月1日時点調査】 ■就労収入200万円未満の世帯の割合 母子世帯 H17:71.4% ⇒ H22:67.4% 父子世帯 H17:29.7% ⇒ H22:41.7% ■無職の割合 母子世帯 H17:11.4% ⇒ H22:12.6% 父子世帯 H17:10.6% ⇒ H22: 6.1% ■支援制度の認知度(制度を知らない割合) 母子家庭等就業・自立支援センター 母子世帯 H17:55.3% ⇒ H22:39.1% 父子世帯 H17:68.8% ⇒ H22:77.2% 【高知県ひとり親家庭実態調査:H23.1】	■ひとり親家庭の不安定な就業状況に対する支援 ■ひとり親家庭の所得の低さに対する支援 ■子育て支援の充実 ■各種制度の周知	■就業支援 ・就業情報の提供 ・技能等の取得支援 ・事業主の理解、協力による雇用の促進 ■経済的支援 ・自立促進のための経済的支援 ・養育費に関する情報提供や相談機能の充実 ■日常生活支援 ・ひとり親家庭等の自立のための環境づくり ■情報提供、相談支援 ・的確な情報提供 ・相談体制の充実	■就業支援 ◇母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ・就業情報の提供、就業のあっせん・移動相談の充実・無料職業紹介事業の充実 ・技能を取得するための講座の実施 ・事業主優遇制度の広報による事業主への啓発 ◇臨時的任用職員の雇用に関する情報提供 ◇ハローワークとの連携による求人情報の提供、母子自立支援プログラム策定支援事業 ◇自立支援教育訓練給付費補助の実施、高等職業訓練促進給付費補助の実施 ◇母子及び寡婦福祉資金貸付金の実施 ■経済的支援 ◇児童扶養手当・母子寡婦福祉資金貸付制度・ひとり親家庭医療費助成 ◇養育費確保のための広報・啓発活動の実施、法律相談事業の充実 ■日常生活支援 ◇母子生活支援施設の支援機能の充実 ■情報提供、相談支援 ◇関係機関と連携した相談体制の充実 ◇相談窓口の周知 ◇現行支援制度の周知

## 専門的な知識及び技術を要する支援について

## ① 児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (児童家庭課)□

項 目	現 状	課 題	取組の方向性	具体的な取組
4 少年非行防止対策の推進	<p>■全国ワースト上位の少年非行率や全国平均の約2倍の暴力行為発生件数などといった厳しい状況の抜本的な改善を図るためには、全庁を挙げた取組が必要</p> <p>刑法犯少年 H24:709人→H25:518人 (昭和24年以降で最少人数)</p> <p>少年非行率 H24:7.2‰→H25:5.5‰</p> <p>■高知家の子ども見守りプランの策定 (H25.6)</p>	<p>■子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化</p> <p>■地域で子どもを見守り、育む気運の醸成</p> <p>■養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化</p> <p>■発達の気になる子どもや保護者への支援の充実</p> <p>※「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」においては、就学前児童を基本に、小学生までを対象としているため、この対象に相当する課題及び取組を「高知家の子ども見守りプラン」より抽出しています。</p>	<p>■関係機関(教育委員会、警察本部、知事部局)のしっかりした連携体制を構築し、取組を推進</p> <p>■支援を必要とする家庭を早くから把握し、非行の芽を早期のうちに摘み取るような地域における非行防止の仕組みづくりが必要</p> <p>■官民協働による取組の推進</p>	<p>■子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の絆教室の開催</li> <li>・親育ち支援啓発事業の推進</li> </ul> <p>■地域で子どもを見守り、育む気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進</li> </ul> <p>■養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の支援が必要な家庭の把握と県と市町村が連携した積極的な支援</li> <li>・市町村家庭相談担当部署と児童相談所が連携した相談援助の実施</li> </ul> <p>■発達の気になる子どもや保護者への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の気になる子どもへの支援</li> <li>・特別支援教育学校コーディネーターの指名及び引継ぎシートの活用</li> <li>・市町村に特別支援保育コーディネーターを配置</li> <li>・発達障害児や家庭への専門的な相談援助活動</li> </ul>